

議案第 5 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料の規定を削るため、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中48の項を削り、49の項を48の項とし、50の項から53の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表第2（第2条）		別表第2（第2条）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1～47 省略		1～47 省略	
		48 個人番号の通知カードの再 交付	500円
48 省略		49 省略	
49 省略		50 省略	
50 省略		51 省略	
51 省略		52 省略	
52 省略		53 省略	
備考 省略		備考 省略	